

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

大洲市（以下「市」という。）と社会福祉法人肱友会（以下「肱友会」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）発生時において、避難所の生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、肱友会の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 介護保険の要介護認定を受けている者
- (5) その他配慮を必要とする者

（指定する施設）

第3条 肱友会が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 多機能型事業所あいわ苑

（福祉避難所の開設要請）

第4条 市は、災害が発生し、要配慮者等の避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、肱友会に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 市は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に肱友会に対し、文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（福祉避難所の開設及び受入れ）

第5条 肱友会は、市から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、施設の被災状況及び職員の参集状況に応じて福祉避難所を開設するものとする。

2 市は、肱友会が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を派遣するものとする。ただし、災害発生初期において、担当職員等を確保できない場合は、この限りではない。

（避難者の移送）

第6条 福祉避難所への要配慮者等の移送は、原則として当該要配慮者等の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、肱友会は、市の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（物資の調達及び介助者の確保）

第7条 市は、要配慮者等に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、肱友会が要配慮者等を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 市は、生活相談員等（国が定める基準以内のものに限る。）の配置に要する人件費、食費、機器等の借上費、消耗器材等の購入費その他福祉避難所の管理運営に係る費用を負担する。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の規定を基に、市及び肱友会が協議の上決定する。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、市及び肱友会が協議の上、開設期間を延長することができる。

（福祉避難所の閉鎖）

第10条 市は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

（情報交換）

第11条 市及び肱友会は、本協定に基づく福祉避難所の管理運営を円滑に実施するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

（個人情報保護）

第12条 肱友会は、福祉避難所の管理運営にあたり知り得た要配慮者等又はその家族等の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 肱友会は、この協定により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、市及び肱友会双方に異議の申し立てがない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、市及び肱友会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、肱友会双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

愛媛県大洲市大洲660-1
社会福祉法人肱友会多機能型事業所あいわ苑
理事長